

○地域力推進会議設置要綱

平成21年 3 月23日

20区区発第12087号

改正 平成21年 9 月 1 日21地地発第12061号
平成21年11月 2 日21地地発第12793号
平成22年 4 月 1 日22地地発第10093号
平成23年 3 月14日22地地発第14190号
平成23年 5 月19日23地地発第10589号
平成23年 8 月15日23地地発第11662号
平成26年 2 月28日25地地発第13662号
平成27年 3 月 2 日26地地発第12734号
平成27年 4 月23日27地地発第10248号
平成27年 8 月 5 日27地地発第11318号
平成27年 8 月 6 日27地地発第11367号
令和 5 年10月17日 5 地地発第12767号
令和 6 年 4 月26日 6 地地発第10312号
令和 7 年 3 月25日 6 地地発第14783号
令和 8 年 7 月13日 8 地地発第11441号

(設置)

第1条 心やすらぎ未来へはばたく笑顔のまち大田区をめざし、大田区、関係行政機関、地域団体及び企業等の連携・協働を推進することにより、「地域力」を高め、もって地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していくため、地域力推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の課題解決に関すること。
- (2) 魅力ある地域の創造に関すること。
- (3) 関係行政機関、地域団体及び企業等との連携・協働に関すること。
- (4) その他地域力の推進に関すること。

(会長及び委員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、区長の職にある委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を招集し、主宰する。
- 4 会長に事故があるときは、地域未来創造部を担当する副区長の職にある委員がその職務を代理する。
- 5 地域未来創造部を担当する副区長の職にある委員にも事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要の都度、開催する。

- 2 推進会議は、議事に関係ある者のみで開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(傍聴)

第5条 推進会議は、傍聴できない。ただし、会長が特に認める者はこの限りではない。

- 2 会長は、推進会議の運営に支障があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、地域未来創造部地域力推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、地域未来創造部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 わがまち大田推進協議会設置要綱（平成元年3月6日区発第563号区長決定）は廃止する。
- 3 わがまち大田推進協議会運営委員会設置要綱（平成13年4月1日地地発第455号区長決定）は廃止する。

付 則（平成21年9月1日21地地発第12061号）

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付 則（平成21年11月2日21地地発第12793号）

- 1 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。

付 則（平成22年4月1日22地地発第10093号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月14日22地地発第14190号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年5月19日23地地発第10589号）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

付 則（平成23年8月15日23地地発第11662号）

この要綱は、平成23年8月24日から施行する。

付 則（平成26年2月28日25地地発第13662号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月2日26地地発第12734号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月23日27地地発第10248号）

この要綱は、平成27年4月8日から施行する。

付 則（平成27年8月6日27地地発第11367号）

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

付 則（令和5年10月17日5地地発第12767号）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

付 則（令和6年4月26日6地地発第10312号）

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

付 則（令和7年3月25日6地地発第14783号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（令和8年7月13日8地地発第11441号）

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表（地域力推進会議委員）

関係機関及び団体名	人員	備考
区議会	7	正・副議長、常任委員会各委員長
自治会	18	地区自治会連合会長
警察署	5	大森・蒲田・池上・田園調布・東京空港警察署長
消防署	5	第二消防方面本部長、大森・田園調布・蒲田・矢口消防署長
水道局	1	南部支所長
下水道局	1	南部下水道事務所長

建設局	1	第二建設事務所長
福祉局	1	大田児童相談所長
国土交通省	1	関東地方整備局京浜河川事務所田園調布出張所長
工業団体	2	(社) 大田工業連合会会長、事務局長
商業団体	2	大田区商店街連合会会長、大田区商店街連合会副会長
たばこ商業協同組合	1	たばこ商業協同組合代表
婦人団体連合会	4	会長、役員(3)
校長会	3	区立小学校長会会長、区立中学校長会会長、都立高等学校長代表
私学連合会	2	大田区専修学校各種学校代表、大田区私立幼稚園連合会会長
PTA	3	区立小学校PTA連絡協議会会長、区立中学校PTA連絡協議会会長、都立高等学校PTA代表
青少年委員	1	大田区青少年委員会会長
青少年対策委員	1	大田区青少年対策地区委員会会長
スポーツ推進委員	1	大田区スポーツ推進委員協議会会長
生活学校	1	大田区生活学校連絡協議会会長
民生委員	1	大田区民生委員児童委員協議会会長
保護司会	1	大田区保護司会会長
医師会	1	医師会代表
歯科医師会	1	歯科医師会代表
薬剤師会	1	薬剤師会代表
法人会	1	法人会代表
環境衛生協会	1	大田区環境衛生協会会長
食品衛生協会	1	大田区食品衛生協会会長
障害者団体	1	障害者団体代表
商工会議所	1	東京商工会議所大田支部会長
観光協会	1	大田観光協会事務局長
シニアクラブ	1	大田区シニアクラブ連合会会長
中小企業家同友会	1	東京中小企業家同友会大田支部長
区役所及び教育委員会		庁議を構成する者、特別出張所長(18)、その他区長が指定する者

事務局	地域未来創造部地域力推進課長、地域力推進担当係長
-----	--------------------------